

## 資料ふあいる

「公文書管理及び保存の実態調査について—災害時作成文書を中心に—」  
アンケート調査の趣旨について

調査・研究委員会

全史料協調査・研究委員会では、平成30年1月26日付けでアンケート調査を実施しました。この調査は、東日本大震災に係る災害救助法が適用された県及び市町村の文書主管課（東京都を除く196自治体）に対して行いました。集計及び分析結果は、平成30年度の全史料協全国大会（沖縄）で発表する予定です。

全史調研第26号  
平成30年1月26日

関係機関各位

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会  
調査・研究委員会委員長  
(茨城県立歴史館長)

人見 實徳  
(公印省略)

「公文書管理及び保存の実態調査—災害時作成文書を中心に—」について（依頼）

日頃より当会事業へ御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）調査・研究委員会では、平成29・30年度の調査・研究事業として、災害時作成文書を中心とする公文書管理及び保存の実態調査を実施することとなりました。

つきましては、当該調査の基礎資料とするため、ご多忙のところ大変お手数をおかけしますが、別添のアンケート「公文書管理及び保存の実態調査—災害時作成文書を中心に—」にお答えいただきますようお願いいたします。

別添の調査趣旨文をご理解いただき、アンケート調査にご協力をくださいますようお願いいたします。

記

1. 送付した調査票は以下の3シートです。
  - ①アンケート調査の趣旨について（1シート）
  - ②アンケート項目（1シート・両面）
  - ③FAX送信表（1シート）
2. 調査結果を③FAX送信表で、茨城県立歴史館（029）228-4277までご送信ください。
3. お手数ですが、2月28日(水)までにご回答ください。
4. ご不明な点がありましたら、下記事務局までお問い合わせください。

### 【事務局】

全史料協調査・研究委員会事務局（茨城県立歴史館内）

〒310-0034 水戸市緑町2-1-15

TEL.029-225-4425 FAX029-228-4277 〈担当：笹目・富田・吉田・石井〉

Email：daihyou@rekishikan.museum.ibk.ed.jp

isii.yutaka@mail.ibk.ed.jp

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）は、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的に昭和51年（1976）に発足し、機関会員として全国の公文書館、歴史資料館、図書館、自治体史編さん室および大学アーカイブズ等140団体が加盟し、さらに歴史資料の保存あるいは利用に供する仕事等に携わる296名の個人会員から構成される会です（平成29年12月現在）。

近年、東日本大震災をはじめとして関東東北豪雨、熊本地震、九州北部豪雨など大規模な災害が続いており、これらの災害で被災した公文書や民間史料等は多くの人々の尽力により救出され、現在までそれらの復旧作業が続けられています。それらのレスキュー活動は報告書等にまとめられていますが、一方で、貴重な記録となる災害対応に伴って作成された公文書の管理および保存については、統一的な調査によって実態が明らかにされたことはありません。

そこで、全史料協調査・研究委員会では、平成29・30年度調査・研究事業として、「公文書管理及び保存の実態調査について―災害時作成文書を中心に―」と題する、東日本大震災の災害対応に係る公文書の作成、管理および保存についてアンケート調査を実施することとしました。緊急対応時（おおむね避難所設置期間）において、災害に関連する公文書がどのように作成され、その後どのように管理および保存されているのかを調査するため、東日本大震災における災害救助法の適用を受けた市町村とその所在する県を対象にいくつかの質問項目に答えていただきます。

震災が発生した平成22年度およびその主たる復興に着手した同23年度に作成された5年保存の公文書は、すでに保存期間の満了を迎えており、それらが評価・選別を経て、現在どのような管理および保存状況にあるのか、注視されるどころです。当会ではこのアンケート調査を通じて、近く到来する10年保存の公文書の保存期間満了を前に、震災に関連して発生した公文書の取扱いについて改めて検討する契機としたいと考えています。アンケートの集計結果や分析内容につきましては、平成30年度全史料協全国（沖縄）大会において報告し、会誌および全史料協ホームページに掲載する予定です。

以上のような趣旨から、貴自治体におきましてもアンケート調査へのご協力をよろしくお願い申し上げます。なお、ご回答いただいた内容について当委員会より詳細をお尋ねする場合もございますので予めご承知おきください。

\* 全史料協ホームページ <http://www.jsai.jp/>

## 公文書管理及び保存の実態調査について－災害時作成文書を中心に－

▽このアンケートは、東日本大震災対応に伴って発生した公文書の管理及び保存について実態を把握し、課題を検討する基礎資料とするために行うものです。趣旨説明文をご一読の上、ご協力をお願いいたします。

▽ご回答は、貴自治体において文書管理を主管される課または災害対応に従事された課をお願いいたします。内容によっては複数の部署でご協議の上、ご回答くださいませ。

▽選択項目に該当がない場合は、「その他」を選択し、空欄に文章にてご記入いただけますようお願いいたします。

▽アンケートの回答につきましては、添付したFAX送信表にご記入いただき、FAXでご送信ください。

送信先 全史料協調査・研究委員会事務局（茨城県立歴史館）

FAX 029-228-4277

締切 平成30年2月28日（水）

### 1 平常時の文書管理・保管等の状況についてお伺いします。

▽東日本大震災時と現在の状況が異なるときは、東日本大震災時の状況でご回答ください。

#### 質問 1 貴自治体では文書管理システム等を導入していますか。

- a 全庁的に同一システムを導入している。  
 b 全庁的に同一システムの導入を検討している。  
 c 文書管理システムを導入していない。  
 d その他

#### 質問 2 貴自治体では書庫の管理はどの課が主管していますか。

- a 施設の管理を主管する課（管財課など）。  
 b 文書の管理を主管する課（総務課など）。  
 c 特に決めていない（文書を作成した課）。  
 d その他

#### 質問 3 貴自治体においては文書の保存はどのように行っていますか。

- a 文書を作成した課が保存年限まで保存する。  
 b 一定期間が経過した後、文書の管理を主管する課へ移管し、保存年限まで保存する。  
 c その他

#### 質問 4 貴自治体における文書保存期間で最も長い期間を下から選んで下さい。

- a 永年・永久  
 b 30年  
 c その他

#### 質問 5 貴自治体において保存期間が満了した文書はどのように取り扱っていますか。

- a 廃棄する。  
 b 公文書館等の保存機関に移管し、保存・利用に供する。  
 c 資料館・博物館等で歴史的価値のあるものを収集し、保存する。  
 d 郷土資料として貴重なものを図書館等で収集し、保存する。  
 e その他

#### 質問 6 貴自治体において文書台帳（ファイル・フォルダー等を含む）等の作成は、いつの時点で行っていますか。

- a 年度当初  b 年度末  c 文書作成時  
 d 文書作成課から文書を主管する課への引継時  
 e 文書廃棄時  f 特に作成していない  
 g その他

#### 質問 7 貴自治体において、東日本大震災発生時から現在までの間に、文書管理や保管・保存上の取扱いで変更されたことはありましたか。あれば、お知らせ下さい。

【例】・文書管理規程が改正された。・文書管理システムが導入された。等

## II 東日本大震災による緊急対応時に作成された災害関連文書の管理と保存についてうかがいます。

▽「緊急対応時」については、おおむね大規模災害に係る避難所設置期間を想定しています。避難所の設置等により、災害対応主管課以外の職員も災害対応に従事し、災害対応関連文書を作成・収受することになります。文書の作成主体が災害対応主管課以外の課に広く分散することになった際の課題、さらにはこれらの文書の現状について検証したいと考えています。

質問8 貴自治体では、内閣府発出の「東日本大震災に関する行政ファイル等の扱いについて」（文書名に「東日本大震災関連」等を設定する、歴史公文書等に該当する可能性が高いことに留意し保存期間を設定する、適切に保存するとともに引継を確実に、歴史公文書等としての移管の4項目を柱とする）はご存じでしたか。

- a 知っている。  b 聞いているが内容まで把握していない。  c 知らない。

質問9 貴自治体では、適切な文書取扱の統一を図るため、文書管理を主管する課等から通知等を発出しましたか。

- a 発出した。  b 発出していない。

質問10 貴自治体では震災対応関連文書の保存年限は誰が決定しましたか。

- a 文書を作成した担当課（者）  
 b 文書の管理を主管する課  
 c 災害対策本部を主管する課  
 d その他

質問11 震災対応関連文書の保存年限はいつの時点で決定しましたか。

- a 文書作成時点  b 文書の整理時点  
 c 文書を移管した時点  d 文書管理主管課または災害対策本部主管課からの指示  
 e その他

質問12 震災対応関連文書の保存年限の決定について特別な配慮をされましたか。

- a 保存期間を長めに設定した。  
 b 特に意識はしていない。  
 c その他

質問13 震災対応関連文書の作成課名はどのようにしましたか。

- a 防災計画等に記載された担当グループ名を記入した。  
 b 文書作成担当者が所属する課名を記入した。  
 c 災害対策本部を主管する課名を記入した。  
 e その他

質問14 震災対応関連文書の所属はどのようになっていますか。

- a 文書作成担当者の課に所属している。  
 b 災害対策本部を主管する課の所属になっている。  
 c その他

質問15 震災対応関連文書のファイルやフォルダー等の作成はどのようにしましたか。

- a 既存のファイル・フォルダー等を利用した。  
 b 震災発生後に新規に作成した。  
 c その他

質問16 保存期間を経過した震災対応関連文書の取扱いはどのようになっていますか。

- a 廃棄する。  
 b 保留または保存年限を延長して、保管している。  
 c 公文書館（資料館・博物館・図書館）等に移管または引き渡している。  
 d その他

○ 質問は以上で終了です。回答をFAX送信表にご記入の上送信をお願いいたします。